

**犯罪にアクセス
しないでください。**

**無断アップロードや
ダウンロードは違法です。**

音楽・映画・ゲームソフト・ビジネスソフトウェアなどを、権利者に無断でファイル共有ソフトや動画投稿サイト等で公開することは犯罪です。また、私的使用目的の場合でも違法にアップロードされていることを知りながら音楽や映像をダウンロードすることは違法です。

**偽ブランド品、海賊版などの
ネット販売は犯罪です。**

偽ブランド品・海賊版・偽キャラクターグッズなどを製造したり、販売したりすると、重罪が科せられます。^{※1}
また、偽ブランド品・海賊版等を買う行為は、犯罪を助長したり、犯罪組織への資金提供にもつながります。

マジコンや、リッピングソフトの提供行為が今後違法となります。^{※2} 2011年12月1日施行

STOP!

ネットでの知的財産権侵害

偽ブランド品・海賊版・違法ソフト・偽キャラクターグッズは、買わない! 持たない! 許さない!

※1 [商標権や著作権を侵害した場合の罰則は、10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はその併科。会社の業務として行っていた場合の罰則は、個人に対する刑罰に加え、会社に3億円以下の罰金。]
 ※2 [不正競争防止法を侵害した場合の罰則は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金、又はその併科。関税法を侵害した場合の罰則は、10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はその併科。]